第３０号議案

　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　品川区国民健康保険条例（昭和３４年品川区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

」

　第１５条第１項中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加える。

　第１５条の４第１項第１号中「１００分の７．１４」を「１００分の７．１３」に改め、同項第２号中「３万９，９００円」を「３万８，８００円」に改める。

　第１５条の１２第１項第１号中「１００分の２．２９」を「１００分の２．４１」に改め、同項第２号中「１万２，９００円」を「１万３，２００円」に改める。

　第１６条の４第１項第１号中「１００分の１．９９」を「１００分の２．５９」に改め、同項第２号中「１万５，６００円」を「１万７，０００円」に改め、同条第２項中「１００分の５８」を「１００分の６０」に、「１００分の４２」を「１００分の４０」に改める。

第１９条の２第１号中「第３１４条の２第２項に規定する金額」を「第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第３号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第３号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「２万７，９３０円」を「２万７，１６０円」に改め、同号イ中「９，０３０円」を「９，２４０円」に改め、同号ウ中「１万９２０円」を「１万１，９００円」に改め、同条第２号中「第３１４条の２第２項に規定する金額」を「第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「１万９，９５０円」を「１万９，４００円」に改め、同号イ中「６，４５０円」を「６，６００円」に改め、同号ウ中「７，８００円」を「８，５００円」に改め、同条第３号中「第３１４条の２第２項に規定する金額」を「第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「７，９８０円」を「７，７６０円」に改め、同号イ中「２，５８０円」を「２，６４０円」に改め、同号ウ中「３，１２０円」を「３，４００円」に改める。

　付則第３条中「地方税法」と」の次に「、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」と」を加える。

　付則第８条第１項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この条から付則第１０条までにおいて同じ」に改める。

付　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、付則第８条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の第１５条、第１５条の４、第１５条の１２、第１６条の４、第１９条の２および付則第３条の規定は、令和３年度分の保険料から適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説明）基礎賦課額等の保険料率を改めるとともに、低所得者の保険料軽減に係る判定基準を見直すほか、規定を整備する必要がある。